

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 7 月 1 日

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
株式会社 Olympic グループ

2026 年 7 月 1 日

株式交換に係る事後開示書面

東京都渋谷区道玄坂二丁目 25 番 12 号
株式会社パン・パシフィック・インターナシ
ョナルホールディングス
代表取締役社長 CEO 森屋 秀樹

東京都国分寺市本町四丁目 12 番 1 号
株式会社 Olympic グループ
代表取締役社長 大下内 徹

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「PPIH」といいます。）及び株式会社 Olympic グループ（以下「Olympic グループ」といいます。）は、2026 年 4 月 6 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、PPIH を株式交換完全親会社とし、Olympic グループを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行った Olympic グループの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

Olympic グループは、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 6 月 10 日付で、Olympic グループの株主

に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となる PPIH の商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項に従い Olympic グループに対して株式の買取りを請求した株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

PPIH は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

PPIH は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 5 月 13 日付で、PPIH の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である Olympic グループの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、PPIH は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により PPIH に移転した Olympic グループの株式の数は、本株式交換により PPIH が Olympic グループの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の Olympic グループの発行済株式総数である 22,970,393 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記

5. (4)記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) PPIH は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を PPIH に通知した PPIH の株主は 1 名であり、その反対に係る株式の数は 18,500 株でした。当該株式数は、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。
- (2) Olympic グループは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 5 月 28 日開催の定時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) Olympic グループの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2026 年 6 月 29 日付で上場廃止となりました。
- (4) Olympic グループは、2026 年 5 月 28 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時をもって、基準時において保有していた自己株式 383,830 株の全てを消却いたしました。
- (5) PPIH は、本株式交換に際して、基準時における Olympic グループの株主（但し、上記(4)の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対し、その保有する Olympic グループの普通株式の数の合計に 1.18 を乗じて得た数の PPIH の普通株式を交付しました。なお、PPIH が交付した普通株式の総数は 27,105,063 株であり、その全てを PPIH が保有する自己株式より充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (6) 本株式交換に伴い増加した、PPIH の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。
 - ① 資本金： 0 円
 - ② 資本準備金： 会社計算規則第 39 条に従い PPIH が別途定める額
 - ③ 利益準備金： 0 円
- (7) PPIH は、公正取引委員会から、2026 年 6 月 11 日付で本株式交換に係る株式取得について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

以上